

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年5月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年5月26日（火） 1日間 至 令和2年5月26日（火）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員					
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 岡田 三栄子		委員 樋口 潔		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告について 議案第7号 与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について ・ G I G Aスクール構想について ・ いじめが原因と疑われる重大事態について ・ 各種イベントの中止等について
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年5月26日 午前9時30分から午前11時08分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第2回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

新年度に入って以降も新型コロナウイルス感染症の地球規模での拡大が続き、私たちがこれまで経験したことのない状況となりました。委員の皆さまには、この間何度も臨時教育委員会会議をお世話になり、学校の臨時休業等につきましてご協議いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

4月16日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令され、さらに京都府が特定警戒都道府県に指定されたことにより、当町の小・中学校につきましては、当初4月22日から5月6日までの間、臨時休業といたしました。またその際、学童保育につきましては特別保育を実施したところでございます。学童保育につきましては後ほど社会教育課長から詳細についてご報告させていただきますが、町民の皆さまにご理解いただき、少人数での学童保育が実施できました。

5月に入りましても収束が見込まれず、一旦は5月31日まで臨時休業を延長いたしま

したが、その後、徐々に感染者が減少したことに伴い国の緊急事態宣言が緩和され、京都府におきましても府立学校再開が宣言されました。そのため、本町におきましても、近隣市町とも連携した上で、5月21日（木）から小・中学校を再開するに至ったところでございます。21日（木）、22日（金）につきましては、小学校は午前中授業といたしましたが、全小・中学校において給食を実施いたしました。中学校におきましては、配慮しながら部活動も実施しております。

新学期が始まって児童生徒がようやく学校に慣れ始めた頃に臨時休業に入ったということで、ストレスを多く溜めているのではないかと考えております。各学校においては、電話や家庭訪問等を通じて、児童生徒の状況の掌握に努めて参りました。学習指導、部活動、また、中学校3年生の進路指導のことなどが気になっている保護者や子どもも多いのではないかと考えております。学校は再開いたしました。改めて各校長には、子どもたちの心のケアに重点を置いて指導してもらいたいということ、また、学習面におきましては、あまり詰め込みにならないよう、指導方法を工夫しながら学力の充実に努めてほしいということを示したところでございます。毎朝の検温や手洗い、マスクの着用等を徹底するとともに、3密を避け、新しい生活様式を取り入れた教育活動を展開していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

小・中学校の状況でございますが、今のところは順調で、大きな問題は生じていないと思っております。ただ、例年であればこの時期に、こども園では交通教室や親子遠足、小学校では田植えや校外学習、運動会、中学校では修学旅行や中学校体育連盟主催の大会等が実施されるのですが、今年度はすべて中止という状況になっております。

臨時休業に伴います授業時数の確保につきましては、1学期を7月31日までとし、2学期を8月20日にスタートさせることで対応したいと思っております。臨時休業によりまして、4月は6日間、5月は11日間、計17日間、授業日が短縮されています。夏季休業期間の短縮により、7月で7日間、8月で6日間、計13日間確保できます。残り4日分につきましては、どのように回復するか引き続き検討したいと思っております。現時点では、7時間授業や土曜日を授業日とすることは考えてはおりません。工夫しながら授業等を充実させて参りたいと思っております。

臨時休業期間中の取組といたしまして、KYTを活用し、家庭学習を支援するための動画配信を行いました。1回だけの放送ではなく、先の土曜日・日曜日にも再放送いたしました。また、教職員につきましては、短期間でしたが交代制による在宅勤務を実施いたしました。

今後の課題といたしましては、先ほども申しましたように、いわゆる授業時数をどう確保していくのかということ、さらには、学力の充実向上にどのように取り組むかということです。もちろん詰め込みではなく、主体的で対話的で深い学びをどのように身につけていくのかといったことが新学習指導要領では求められておりますので、指導方法の工夫改善を行っていかねばならないと思っております。また一方で、子どもたちの心のケアについても先生方にはお願いしております。中学校3年生に対しては進路指導もしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、行事の精選も必要になってきます。授業時数の確保との関係の中で、修学旅行、体育祭、文化祭、運動会、中学校体育連盟主催の競技会などをどうしていくのかということが大きな課題になります。中学校3年生にとっては3年間の成果を発揮する場が少なくなっておりますので、その思いをどう消化させてやるかと

いうことも考える必要があります。今後、協議を進めて参りたいと思っております。

教職員の働き方改革についてですが、部活動指導員は例年どおり3中学校に配置予定ですし、岩滝小学校には引き続きスクールサポートスタッフを配置しております。また、橋立中学校と岩滝小学校に心の居場所サポーターを配置しております。その他、各学校には多くの加配教員を配置しており、効果的な活用をお願いしているところです。電話の自動応答につきましては定着してきたと思っておりますが、今後とも教職員が時間を意識した勤務を続けていけるように努めて参りたいと思います。今年度も夏季休業期間中と冬季休業期間中に業務休止日を設定いたします。なお、学校におきましてもクールビズを実施しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の臨時休業期間中に家庭学習支援動画を作成してみて、情報機器を活用した取組がこれからの教育活動に大きな影響を与えていくと感じております。今後、情報機器を活用した授業の在り方につきましても追求していかねばならないと思っております。

以上でございます。ご質問やご意見等がございましたらご発言いただきたいと思います。

(岡田委員)

学校が再開し、ようやく普段の生活が少し戻ってきました。子どもたちの登下校の様子を見られることがこれほどありがたいことかと思ひながら、ここ数日を過ごしております。一方で、加悦地域の小学校が再編し、新しい加悦小学校になって2週間しかたっていない大切な時期に学校が休業になってしまいましたので、子どもたちや先生方の様子が気になっております。学校の様子について教えていただければと思います。また、3密を避けるということで、学校では子どもたちの間隔をあけたり、マスクを着用させたりといった取組をさせていただいていると思います。検温は家庭で行っていただくものだと思いますが、もし測ってこない子があった場合は、学校で対応していただいているのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

加悦小学校につきましては、不登校傾向の児童もおりますので、臨時休業明けに登校ができなくなるのではないかと心配していたのですが、今のところ、欠席者はないと聞いております。加悦小学校に限らず、長い休業期間でしたので、家庭生活の中で子どもたちも様々なストレスを溜めていると考えられます。各学校に対しましては、再度の学級開きという気持ちで、担任との信頼関係の構築や子ども同士の関係の構築を仕切り直してほしいと指示いたしました。教育長からもありましたように、各学校とも授業時間数の回復につきましては、数字的には賄えると思いますが、今後の新型コロナウイルスの第2波、第3波も想定しながら、教育課程の工夫など、様々な面でご苦労いただいているところです。

(柴田学校教育課長)

加悦小学校のスクールバスによる登下校についてですが、当初2週間ほどは、私も含めて職員がスクールバスに同乗しておりました。その中で、当初は登校する際に母親と離れがたくて、バス停で母親の足にしがみついているような児童もいましたが、2週間の間に1人で乗れるようになって安心していました。学校が休業になって期間があいたことで、また同じような状態になっていないかと心配していたのですが、先生方に聞いているとそういうことはないということですので、安心したところでございます。

(高岡総括指導主事)

臨時休業期間中におきましては、各学校とも気になる家庭に電話をしたり、感染防止に工夫しながら家庭訪問をしたりして状況を把握しておりました。また、学校再開後に子どもたちの心の状況についてアンケートをとった学校もございます。アンケートのサンプルはすべての小・中学校に情報提供しておりますので、今後も活用してもらえればと思っております。現時点では小学校1校、中学校1校で実施したと報告を受けております。

(樋口委員)

先ほど説明のありました心の居場所サポーターについてももう少し詳しく教えてください。岩滝小学校と橋立中学校のみということですが、例えば、他の学校に対象となる子どもがいた場合はどのように対応されるのか等について教えていただければと思います。

(新田人事主事)

心の居場所サポーターにつきましては、主として不登校傾向の子や教室に入りにくい子への支援にあたっていただいております。京都府から時間数が割り当てられており、元教員の方に橋立中学校に週14時間、岩滝小学校に週4時間、勤務していただいております。

他校につきましては、町の単費措置による心の相談員を加悦中学校、江陽中学校に配置しておりますし、全中学校にスクールカウンセラーを配置しております。そうした方々と連携しながら、主として養護教諭や生徒指導担当の教員が該当児童生徒の対応にあたっているところです。

(高岡総括指導主事)

スクールカウンセラーにつきましては、3中学校に1名ずつ専門的な力量を持っておられる臨床心理士を配置しております。中学校配置のスクールカウンセラーが、各中学校区の小学校も担当していただいているところです。教育相談や、不登校傾向の子どもたちや心にいろいろな悩みを持っている子どもたちのカウンセリング、教員のカウンセリングや指導助言等にあたっていただいております。なお、府教育委員会からは、今回の臨時休業の長期化に伴い、不安定な状況になっている児童生徒も多いだろうということで、7月31日までの期間、派遣回数を増やす予定であると報告を受けております。

(柴田学校教育課長)

それ以外にも、町単費の支援員といたしまして、小学校に16名、町立の中学校に4名、橋立中学校に3名、計23名を配置し、児童生徒の支援にあたっていただいております。

(樋口委員)

内容はよくわかりました。ただ、各小・中学校間に差があってはいけないという基本的な考えに立ちますと、スクールカウンセラーや養護教諭等に加えて、2校にのみ心の居場所サポーターを配置する必要性はどのように考えればよいでしょうか。ご説明のとおり、各学校においてももちろんしっかりとケアや配慮が行われていると思いますが、例えば、他校においてその方のお力をお借りしたい場合は対応していただけるのでしょうか。

(新田人事主事)

配置する学校につきましては町教育委員会事務局で決めております。全校に配置していただければありがたいのですが、京都府から配置される時間数の割り当てがありますので、不登校児童生徒の状況等を勘案して配置させていただいているところですので、ご理解いただきたいと思います。

(酒井委員)

3点ご配慮いただきたいと思いますことについてお願いしたいと思います。

1点目は、今のところ世間ではあまり問題になっていませんが、マスクの衛生面についてです。おそらく学校では常にマスクをするようにと指導されていると思うのですが、マスク不足の状態がまだ続いていますので、私たち大人でもマスクを1日で使い捨てにする方はあまりいないと思います。もちろん一義的には家庭で管理をされるべきことですが、直接口につける物ですので、何日も同じマスクを使っている子がいないかと心配しております。衛生面のことがかなり気になりますので、学校においても気に留めていただき、配慮していただければと思っております。

2点目は、長期間休みがあり、家にいる時間が長かった分、世間ではSNS等を通じての問題事象や事件が増えたように聞き及びます。特に中学生ぐらいになりますと、自宅で携帯電話等に触れる機会は多かったと思います。SNS等を通してのいじめや人間関係のこじれなどがなかったかと心配をしております。学校の方でどこまで把握等できるかということもあるのですが、そのあたりについても配慮が必要ではないかと思いました。

3点目は、先ほどお話のありました1学期の延長・2学期を早く始めるという方針や行事の精選等を含めまして、こうした情報は少しでも早く周知していただいた方が良いのではないかと思います。正式に決定したのであれば、速やかに情報提供していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

1点目のマスクの衛生面の件につきましては、各学校に指導したいと思います。

2点目につきましては、委員ご指摘のとおり、私も懸念しているところです。なかなか表には出てこないことが多いのですが、スマホなどの情報機器を使つての嫌がらせなどはあるのではないかと心配しております。先ほど申し上げましたように、アンケートをとったり、また、いつも申しておりますように、教員のいわゆる感性を研ぎ澄ませて、把握して参りたいと思っております。

3点目につきましては、行事をどこまで精選できるのかということが今後の状況にもよりますので明確にしにくいところがありますが、子どもたちの気持ちも汲みながら検討し、早めに情報提供して参りたいと思います。なお、夏季休業期間の短縮につきましては、学校から管理運営規則に基づいた申請を受け、すでに承認しておりますので、各学校から保護者等には連絡がいつているものと思っております。

(高岡総括指導主事)

昨日の段階で、各学校からすべての保護者にお知らせをしております。ホームページに掲載している学校もございますので、承知いただいていると思います。

(佐々木委員)

夏季休業期間の短縮については昨日子どもが学校からのお便りを持って帰ってきました。

この間の子どもの状況についてですが、先週から学校が始まり、1日目、2日目は午前中授業ではありましたが、疲れた様子が見受けられました。徐々に慣れていってくれたらよいかと思っております。また、K Y Tで放送された家庭学習支援動画につきましては、私も子どもと一緒に拝見したのですが、子どもたちは興味をもって観ていました。特に自分の学年分については、ちゃんと教科書も開きながら、すごく熱心に観ていました。良い取組であったと思います。

(樋口委員)

夏季休業期間の短縮について、子どもたちや保護者にはお伝えされたということですが、一般の方への周知はどのように考えておられますか。臨時休業期間中に、地域の方で小・中学生のお子さんがいらっしゃらない方から「学校はいつから始まるのですか。」と聞かれたことがあります。通学時の支援などで学校に関わっておられる方には確実にご連絡されていると思うのですが、それ以外の方でも気にされている方もいらっしゃると思いますので、地域で子どもを育てていただくという観点からも、お知らせいただく方法を考えていただければと思います。

(塩見教育長)

ありがとうございます。検討させていただきます。

次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、議案第8号「与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、提案理由等について新田人事主事が説明いたします。

(新田人事主事より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

第2条第2項に、「通常予見することのできない業務量」とありますが、具体的にどのようなことが該当するのでしょうか。内容的に大きな事でないのに該当するとなると、先生方の労働時間がどんどん増えてしまうと思います。例えば、災害が起こった時に何かしなければいけない場合や、放課後に生徒の指導等で対応しなければならなくなった場合などが該当するのでしょうか。

(新田人事主事)

委員ご指摘のとおり、突発的な生徒指導事象や災害等への対応などが該当すると考えております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第8号 与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

まずはじめに、「専決処分の報告について」、柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長より専決報告の資料に基づき説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、専決処分をいたしました、議案第7号「与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、よって、議案第7号「与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について」の専決処分については、承認されました。

次に、「G I G Aスクール構想について」、柴田学校教育課長が報告いたします。

(柴田学校教育課長)

G I G Aスクール構想とは、文部科学省の説明によりますと、「児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」です。昨年12月に文部科学省が打ち出したのですが、今年4月7日に文部科学大臣が記者会見で、「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、G I G Aスクール構想を早期実現するための支援などを積極的に推進する。」と表明されました。この結果、当初は令和5年度までにすべての環境整備を行うとされていた1人1台の端末整備につきましても、国の補正予算ですべての環境を整える補助財源が計上されましたので、各自治体におきましても、国の補助を受けて整備するためには、本年度に

整備を計画することが必要となりました。

文部科学省によりますと、「Society 5.0時代に生きる子どもたちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテム」であり、「1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードであり、これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わる。」「この新たな教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げられる。」とされております。

事業費につきましては、情報通信ネットワーク環境施設整備、主にLAN工事を6月補正予算で、情報機器整備として児童生徒及び教職員1人1台タブレットの整備費を9月補正予算で計上する予定でございます。なお、タブレットにつきましては、京都府と府内市町村の共同調達を計画しております。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(岡田委員)

テレビ等でも報道されておりましたので、与謝野町でも整備されるのだらうと思っておりました。計画どおり予算が可決した場合、実際にはいつ頃から使用できるようになるのですか。

(柴田学校教育課長)

今年度中に整備する計画を立てておりますが、LAN整備につきましては工事の状況等によって、また、タブレットにつきましては、全国一斉に各市町村が本事業に取り組みますので、発注が集中すると機器不足が生じるなどして、次年度に繰り越すこともあり得るかと思っております。

(塩見教育長)

教員の力量もあげていく必要があります。今回の長期にわたる臨時休業で、必要性につきましては十分共通認識されたと思っております。

(酒井委員)

運用後の話になりますが、タブレットは児童生徒1人に1台貸し出すという形になるのでしょうか。その場合、児童生徒はタブレットを自由に家に持ち帰れるのでしょうか。あるいは授業にのみ活用されるのでしょうか。

(相馬教育次長)

家庭学習においても活用するというのであれば、学習以外の活用ができないようにする等のセキュリティをかけることはできますので、持ち帰ることも可能です。インターネットが繋がらなくても、ハードディスク上に家庭学習の教材を保存しておけば活用でき

と考えております。ただし、インターネットへの接続を前提としてしまいますと、家庭のネット環境によって差異が生じますので、当面はネット接続を前提としない活用が主になると考えております。

(酒井委員)

文部科学省が前倒しでの整備を進めようとしている背景としては、オンライン学習を想定されているのだと思いますが、当然、家庭によってネット環境が異なりますので、そのあたりで、文部科学省の意図していることが果たして可能なのかと気になっています。

(相馬教育次長)

国においては、ネット環境のない家庭にインターネットに接続するための機器を貸し出す費用の支援も検討されているとのことですが、かなりの通信料が必要となります。タブレットを持ち帰ることで、毎日のようにオンライン授業ができるかという点、財政的には厳しいと考えられますので、どの程度、家庭での学習の支援ができるかにつきましては、今後の国の動向もみながらということになるかと思っております。

(塩見教育長)

次に、「いじめが原因と疑われる重大事態について」、相馬教育次長が報告いたします。

(相馬教育次長より説明)

※児童生徒の個人情報にかかる内容のため質疑等含め非公開

(塩見教育長)

次に、「各種イベントの中止等について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

よさの大江山登山マラソンにつきましては、今年度は中止と決定されました。また、与謝野町蕪村顕彰全国俳句大会につきましては、内容を少し変更して開催いたします。具体的には、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮いたしまして、例年11月末頃の日曜日に開催しております表彰式や講演など人が集まる内容については取りやめ、俳句を募集して審査を行い、句集を作成することとしたいと思っております。児童生徒対象の「令和のBuson俳句大賞」も実施いたします。例年は、全小・中学校、高校で俳句教室を実施した上で、投句していただいているのですが、今年度は授業時数のこともありますので、取り組んでいただける学校があればお願いするという形で進めていきたいと思っております。

その他のイベントにつきましてはその時々状況を見て判断していくことになると思っております。なお、公民館の事業につきましては、公民館連絡協議会において、6月末までは活動を自粛することとされております。7月以降につきましては、改めて公民館連絡協議会で検討いただくことになっております。

最後に、教育長からもございましたが、学校休業中の学童保育について報告させていただきます。通常学童保育の利用につきましては、今年度は6か所で178名の方を受け付けておりますが、4月27日からは利用者を限定した特別保育をスタートさせていただきます。

きました。27日時点で30名の申し込みをいただいておりますが、実際に27日に受け入れた児童は18名でした。5月20日まで特別保育を実施いたしましたが、20日時点での申込者は61名でした。休業期間が長期に及びましたので、少しずつ増えて参りました。最終日の20日には41名を受け入れております。保護者の方にはできるだけご家庭でみていただくようお願いさせていただいたところですが、多くの方にご理解をいただいた結果であると思っております。5月21日以降は通常の保育に戻っております。21日に3か所参観いたしましたところ、申込者の3分の2程度の出席率でございました。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

続きまして、日程第7「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

6月の教育委員会につきましては、6月議会の日程との調整が必要となりますが、現時点では29日(月)の9時30分からご予約いただきますよう、お願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時08分 終了

教育長

委員

委員

書記

(専決処分報告)

議案第7号

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について

このことについて、緊急処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により5月15日付で専決処分しましたので、同規則第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年5月26日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

専決処分

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年3月1日教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正することを専決処分する。

令和2年5月15日

与謝野町長教育委員会
教育長 塩見定生

与謝野町教育委員会規則第4号

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日までにおいて行うことができる。

第8条の次に次の1条を加える。

（第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期）

第8条の2 第6条第2項の規定により貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合
貸与を受けようとする年度の4月
- (2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合
貸与を受けようとする年度の10月

第9条中「前条」を「第8条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

様式第2号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、令和2年5月15日から施行する。

与謝野町奨学資金貸与条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第25号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日 教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成24年12月27日教委規則第7号 平成27年3月25日教委規則第3号 平成30年10月31日教委規則第7号 令和元年10月28日教委規則第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例(平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査委員会の組織等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員長には、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>(審査委員会の会議)</p>	<p>○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月1日 教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成24年12月27日教委規則第7号 平成27年3月25日教委規則第3号 平成30年10月31日教委規則第7号 令和元年10月28日教委規則第4号 <u>令和2年5月15日教委規則第4号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例(平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査委員会の組織等)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員長には、与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>(審査委員会の会議)</p>

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

- 2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

- 2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日まで

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。

3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。

4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書

において行うことができる。

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。

3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。

4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書

(第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期)

第8条の2 第6条第2項の貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、前条の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合 貸与を受けようとする年度の4月

(2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合 貸与を受けようとする年度の10月

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、**第8条**の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月28日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月15日教委規則第4号)
この規則は、令和2年5月15日から施行する。

○与謝野町奨学資金貸与条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第25号

改正 平成24年12月27日教委規則第7号

平成27年3月25日教委規則第3号

平成30年10月31日教委規則第7号

令和2年5月15日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町奨学資金貸与条例（平成18年与謝野町条例第98号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織等)

第2条 条例第2条第1項の与謝野町奨学資金貸与審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員長には、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長の職にある者をもって充てる。

2 審査委員会は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する者をあらかじめ定めておかなければならない。

(審査委員会の会議)

第3条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、4人以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会は、町長の諮問事項について審査し、3月末日までに審査結果を答申しなければならない。ただし、第6条第2項の規定による貸与申請に係る答申の時期は、別に定める。

(書記)

第4条 審査委員会に書記を置き、教育委員会事務局の職員の中から教育委員会の教育長が任命する。

2 書記は、審査委員会の庶務に従事する。

(住所の認定)

第5条 条例第4条に規定する住所は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて認定するものとする。ただし、修学のため一時的に他の市町村に居住しているものについては、その実情により認定する。

(貸与の申請手続)

第6条 条例第6条に規定する貸与の申請は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、奨学資金貸与申請書(様式第1号)に推薦調書(様式第1号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条に規定する貸与の申請は、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、貸与を受けようとする年度の前年度の2月末日の翌日から貸与を受けようとする年度の末日までに行うことができる。

(貸与の決定通知)

第7条 条例第7条の規定による通知は、奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)又は奨学資金貸与不採択通知書(様式第3号)によって行う。

(貸与の手続)

第8条 奨学資金貸与の決定通知を受けた者は、奨学資金交付申請書(様式第4号)に誓約書(兼同意書)(様式第4号の2)その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するときは、連帯保証人2人の保証を要するものとする。
- 3 前項の連帯保証人は、親権者又は後見人及び国内に居住する成年者で、独立の生計を営んでいる身元確実な者でなければならない。
- 4 第2項の連帯保証人は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、町内に住所を有する連帯保証人で、閲覧の同意を得た場合はこの限りでない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 所得証明書

(第6条第2項の規定により貸与の申請をした者に係る貸与の始期)

第8条の2 第6条第2項の規定により貸与の申請をした者で第7条の規定による奨学資金貸与の決定通知を受けた者に係る貸与の始期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の前年度の3月1日から貸与を受けようとする年度の9月30日までにした場合 貸与を受けようとする年度の4月
- (2) 前条第1項の規定による交付申請を貸与を受けようとする年度の10月1日から当該年度の3月31日までにした場合 貸与を受けようとする年度の10月

(貸与の時期)

第9条 奨学資金は、第8条の申請に基づき5月、7月、10月及び1月にその月を含む3箇月分を貸与する。ただし、災害等の発生により学資困難その他の特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第10条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所を移転したとき。
- (2) 退学、停学又は休学等により修学しなくなったとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学資金の貸与を辞退するとき。

(貸与の取消し)

第11条 条例第8条の規定により、貸与の決定を取り消したときは、奨学資金貸与取消通知書(様式第5号)により被貸与者に通知しなければならない。

(償還)

第12条 条例第9条の規定により奨学資金を償還するときは、償還の始期までに奨学資金償還届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 奨学資金の償還は、与謝野町債権管理条例(平成25年与謝野町条例第36号)及び与謝野町財務規則(平成18年与謝野町規則第36号)に規定するところによるものとする。

(記録管理)

第13条 奨学資金を貸与したとき、又は償還されたとき、若しくは貸与を取り消したとき、その他必要な事項は、奨学資金貸与及び償還台帳(様式第7号)により適正に記録管理しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町奨学資金貸与条例施行規則(昭和

49年加悦町規則第7号)又は野田川町奨学資金貸与条例施行規則(昭和47年野田川町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年12月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(与謝野町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の与謝野町奨学資金貸与条例施行規則第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成30年10月31日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月15日教委規則第4号)

この規則は、令和2年5月15日から施行する。

議案第 8 号

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 の制定について

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を別紙のように定める。

令和 2 年 5 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

提案理由

職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）第 37 条の 5 の規定に基づき、国の指針を踏まえ与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な事項について、新たに規則として定めるものである。

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第37条の5の規定により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針（以下「指針」という。）を踏まえ、与謝野町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間及び月数の上限)

第2条 与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（祝日法に基づく休日及び年末年始の休日並びに条例第18条第1項前段に規定する人事委員会規則で定める日及び同項後段に規定する人事委員会規則で定める日（それぞれ代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。